

## 『成年後見制度の概要』

### 1、 成年後見制度とはどんな制度ですか

認知症、知的障害、精神障害などの理由によって判断能力が不十分な人の不動産や預貯金などの財産を管理し、介護などのサービスや施設への入所する場合に契約を結ぶ場合に自分で判断して行うのが困難である場合の身上監護を支援する法律制度です。

### 2、 小子高齢化と成年後見制度

- (1) 高齢化が進む日本 ➡ 加齢にともなう判断能力の低下した人が増加している。
- (2) 家族構成の変化 ➡ 核家族化に伴う老後の生活に対しての社会の関心の高まり。
- (3) 国民の権利意識 ➡ 自己決定の尊重（憲法 13 条）と本人の保護。
  - イ、判断能力のレベルにあわせた本人保護制度の設計
  - ロ、後見人の不祥事の増加
  - ハ、旧民法の見直し。禁治産者（旧法 7 条）、準禁治産者（旧法 11 条）といった条文を持つ旧民法は、経済取引の安全を確保することに重点が置かれた制度であり、精神障害者等を持つ人々を社会全体の例外的存在にとらえ、一般社会から閉ざしてしまうような制度であったものを改正した。

### 3、新しい成年後見制度

日本において、今日、高齢化社会が進む中で、身体の衰えと判断能力の衰える可能性が一般化したことにより介護保険法が制定され、介護サービスが「措置」から「契約」に移行することとなり、契約締結能力の不十分な人々を支えるための木目の細かい制度が必要となって、新しい成年後見制度が生まれました。（平成 12 年 4 月施行）

#### (1) 介護保険法の制定

医療現場での一方的な「措置」から個人の意思による「契約（選択）」への制度転換

(2) 任意後見契約に関する法律（法律第 150 号）の制定

(3) 民法の一部を改正する法律（法律第 149 号）の制定

(4) 成年後見制度の主な改正点は次の通りです。

イ、配偶者法定後見制度の廃止

配偶者が当然に法定後見人、保佐人となる旨の規定（旧法 840・847）は廃止。

ロ、複数後見人、法人後見人の制度の明文化（民法 843 条 3 項・4 項）

ハ、身上配慮義務等

成年被後見人等の意思を尊重し、その心身の状態および生活の状況を配慮すること。

ニ、監督制度の充実

法改正により、複数または法人の成年後見人の選任が可能になり、成年後見人の権限が拡充されたこと、保佐人・補助人にもそれぞれ監督人を設けて、監督制度の充実が図られた。成年後見人等の職務の適正を確保するため、本人などの請求又は家庭裁判所の職権で選任する。

成年後見制度は、大きく分けて 2 つの制度で構成されています。

それは、「法定後見制度」と「任意後見制度」です。

## 「法定後見制度」

### 1、すでに判断能力の低下している者を対象としている（事後的措置）

家庭裁判所が、本人の状況を考慮しながら、本人のために「後見人」、「保佐人」、「補助人」を選任する仕組みで、本人の事情に応じた制度利用ができます。

成年後見人等の役割はつぎのような法律行為に関するものに限られており、食事の世話や介護などは、一般的に成年後見人等の職務ではありません。

イ、財産（金銭・不動産等）の管理、売却契約の代理・同意

ロ、医療や診療、介護サービス契約の代理

ハ、身上監護（見守り）

#### (1) 後見

対象となる人は成年被後見人、支援する人を成年後見人という

イ、定義（民法 7 条、8 条）

精神上の障害により、判断能力を欠く常況（ほとんど判断できない）人が対象

ロ、判断能力の判定

医師の鑑定により、家庭裁判所の審判官が判断。

ハ、成年後見開始の審判の効果（民法9条）

日常生活に関する行為以外は、成年後見人が本人を代理する権利を有する。

**(2) 保佐**

**対象となる人は被保佐人、支援する人を保佐人という。**

イ、定義（民法11条、12条）

精神上的障害により、判断能力が著しく不十分の人が対象

ロ、判断能力の判定

医師の鑑定により、家庭裁判所の審判官が判断。

ハ、保佐開始の審判の効果（民法13条）

相続の承認・放棄、増改築、借財又は保証などを行う場合には、保佐人の同意が必要となる。

**(3) 補助（新法による創設）（対象となる人を被補助人、支援する人を補助人という）**

イ、定義（民法15条、16条）

精神上的障害により、判断能力が不十分の人が対象

ロ、判断能力の判定

医師の診断書等（鑑定でない）により、審判官が判断。

ニ、補助開始の審判の効果

①代理権の付与のみ

②同意権の付与のみ

③代理権・同意権の双方の付与

①から③のいずれかを、本人の希望を勘案し、申立人が選択する。

**2、後見人の主な仕事（必要に応じて）**

**(1) 財産管理** ・年金、預貯金、生命保険などの「収入」と、公共料金、ローン、保険料など「支出」の管理

・入出金など金融機関との取引

・確定申告など税の申告、納税(税理士等に相談する)

・遺産分割協議に参加する特別代理人の選任を家庭裁判所に申立

・不動産など重要な財産の管理、保存、処分など(家庭裁判所に相談する)

・家庭裁判所への状況報告

- (2) 身上看護 ・住居の選定や施設との契約、費用の支払い
- ・日常生活や健康状態の見守り（訪問）
  - ・ホームなど施設の入退所、費用の支払いや処遇の監視

(3) 後見人の仕事でないもの

- ・ 毎日の買い物などの家事援助
- ・ 手術などの医療行為に関する同意
- ・ 賃貸借契約の保証人や施設入所の身元保証人になること
- ・ 遺言、延命治療など本人自身の意思に基づくことが必要な行為
- ・ 結婚、離婚など
- ・ 葬祭など死後の手続き
- ・

後見人等は、就任1年後、更に1年ごとに家庭裁判所に定期報告を行います。「後見等事務報告書」「財産目録」「収支状況報告書」等の書類を提出します。

### 3、法定後見制度の流れ

(1) 家庭裁判所への申立

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に本人、配偶者、四親等以内の家族、市町村等が申立できる。

(2) 家庭裁判所の調査官等による事実の調査

申立人、本人、成年後見人（保佐人・補助人）候補者が家庭裁判所に呼ばれ事実の確認が行われる。

(3) 精神鑑定（\*鑑定費用は3万円～10万円程度）

家庭裁判所は明らかにその必要性がないと認められる場合を除いて、本人の精神状況について、医師その他適当な者に鑑定させる。

(4) 審判・告知

家庭裁判所では家事審判官が調査結果に基づき、申立の受領、不受理を決定すると同時に、最も適任と思われる成年後見人等や監督人を選任する。

審判とは申立の内容が決定することで、審判が下ると審判書謄本という決定通知書が送達される。

申立書に記載した成年後見人（保佐人・補助人）候補者がそのまま選任されることが多いが、場合によっては家庭裁判所の判断によって弁護士その他の者が選任されることがある。

(5) 後見登記（審判内容が法務局に登記される）

審判が登記されたら成年後見人等は、身分証明書というべき登記事項証明書

を東京法務局あるいは地方法務局本局で取得できます。  
後見の登記は家庭裁判所が職権で行います。

#### 4、利用の申立にかかる主な費用等

(審判の申立に必要な書類と費用)

- (1) 申立書類  
申立書、申立事情説明書、親族関係図、本人の財産目録、本人の収支状況報告書、親族の同意書など。(一式、家庭裁判所から取寄せ)
- (2) 手数料  
申立手数料 (収入印紙) 800円  
登記手数料 (収入印紙) 2,600円
- (3) 戸籍謄本  
本人および後見人など候補者の戸籍謄本
- (4) 住民票  
本人および後見人など候補者の住民票
- (5) 登記事項証明書  
本人が成年被後見人等として登記されていないことの証明書
- (6) 郵便切手  
連絡用
- (7) 診断書  
申立の段階で必要な、かかりつけ医師等の診断書
- (8) 鑑定料  
家庭裁判所が必要と認めた本人の判断能力の程度の鑑定料

### 「任意後見制度」

#### 1、 任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに準備

今は大丈夫でも、将来的な認知症などの判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人(任意後見人)と、自分の生活、療養看護及び財産管理に関する事務などサポートしてもらう内容を決めた契約(任意後見契約)を結んでお

く制度です。契約書は公証人の作成する「公正証書」で結んでおきます。  
任意後見契約の受任者は、「任意後見受任者」と呼び、任意後見監督人が選任された後は、「任意後見人」と呼びます。

### (1) 任意後見制度の特色

- イ、 任意後見契約を締結すること
- ロ、 任意後見契約には、任意後見監督人が選任されたときから契約の効力が生ずる旨の特約を付すること
- ハ、 任意後見契約は、公証人に公正証書を作成してもらうこと
- ニ、 任意後見人に付与する代理権の範囲は、任意後見契約で定めること。

### (2) 任意後見契約の効力発生

本人の判断能力が不十分な状況になり、任意後見受任者から、家庭裁判所に対して、任意後見監督人選任の申立があった場合、家庭裁判所は、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を発生させる。

### (3) 委任契約（登記不要）

任意後見監督人が選任されるまでの間の日常生活について、別に委任契約を締結し、身上監護や財産管理について取り決めることができる。

## 2、 任意後見制度の流れ

- (1) 今は元気なので何でも自分で決められるが、将来認知症になったときのことが心配（現時点では、判断能力に問題ない方が利用可能）
- (2) 信頼できる人（家族、友人、弁護士、司法書士、社会保険労務士等の専門家）と任意後見契約を締結（公正証書）
- (3) 少し認知の症状がみられるようになった
- (4) 庭裁判所に申立  
家庭裁判所が後見監督人を選任され、任意後見人の仕事をチェックする。
- (5) 任意後見人が任意後見契約で定められた業務（財産管理など）を行う。

### 3、 利用の申立にかかる主な費用（任意後見契約公正証書の作成費用）

- (1) 基本手数料                    1 契約につき 1 万 2, 0 0 0 円程度
- (2) 登記嘱託手数料                    1, 4 0 0 円
- (3) 印紙代                                    2, 6 0 0 円
- (4) その他                                    本人に交付する正本等の証書代や切手代

### 成年後見人などに支払う報酬

#### 1、 報酬は家庭裁判所が決める

報酬は成年後見人などから申立があった場合、家庭裁判所の審判で決定される。ただし、任意後見人の報酬については、任意後見契約で決められた金額となる。

#### 2、 報酬の目安

被後見人などの財産額などにより異なる。  
親族が成年後見人などの場合は、申立がないことが多い。

#### 3、 基本報酬

- (1) 通常の後見事務を行った場合                    月額 2 万円程度
- (2) 管理財産が 1, 0 0 0 万円を超える場合                    月額 3 万～5 万程度

(注) 成年後見人などの事務に特別困難な事情があった場合などには、相当額の報酬が付加される。

以上

## 後見等開始（申立人の手続）

手続き	内容	備考
①申立人	後見等開始の申立をすることができる人です	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長等です
②申立人による本人の状態の確認	申立人が後見等開始の申立をするときに、本人が次のどの制度の適用を受けるべきかを確認します。 i 後見の制度 ii 保佐の制度 iii 補助の制度	最終的には、家庭裁判所の裁判官が、調査官の調査報告書、医師の診断書に基づき、どの制度を適用するかを決定します。
③申立人による成年後見人等候補者の選任	後見等開始の申立書には成年後見人等の候補者を記載します。候補者には、 i 申立人 ii 親族 iii 知り合いの社会保険労務士、弁護士、司法書士等の法律専門家 iv 友人、知人 などです。	家庭裁判所の裁判官は、調査官の調査報告書に基づき、成年後見人等を選任しますが、候補者が不適任の場合は他の第三者（社会保険労務士、弁護士、司法書士等）を成年後見人等を選任します。
④申立人による本人の財産、収支状況の調査	後見等開始の申立書には「財産目録」および「収支状況報告書」を添付しますので、申立てをする前に、本人の財産および収支状況を調査します。	申立人には代理権はありませんので調査は不十分ですが、分かる範囲で行います
⑤申立人による後見等開始の申立	申立人は本人の住所地の家庭裁判所に次の書類を提出して後見等開始の申立を行います。 i 後見等開始の申立書 ii 本人の戸籍謄本等 iii 申立人の戸籍謄本等 iv 成年後見人等候補者の戸籍謄本等	添付書類として、次の書類を添付します。 i 財産目録および収支状況報告書 ii 保佐人・補助人の同意権目録 iii 保佐人・補助人の代理権目録



後見等開始（家庭裁判所の手続）

手続	内容	備考
①家庭裁判所の調査官の面接調査	次の者に調査官の面接調査が行われる i 申立人 ii 本人 iii 成年後見人等候補者	・本人の親族関係 ・本人の最近の状況 ・同意権目録・代理権目録の項目内容に同意するかどうか（本人） ・成年後見人等候補者の照会書の内容 ・その他
②家庭裁判所の調査官による親族に対する聴き取り調査	提出された本人に近い親族リストに基づき、調査官による電話の聴き取り調査が行われる	・本人につき後見等が開始されることについて ・成年後見人等候補者についての意見 ・その他
③家庭裁判所の書記官による家事予納金の納付の通知	本人の精神鑑定を精神科の医師に依頼するための精神鑑定料	申立人に通知がくる
④家庭裁判所の事務官からの保管金受領の通知	家事予納金を受領した旨の通知	申立人に通知がくる
⑤家庭裁判所の裁判官により後見等開始の申立に対する審判が行われる	次の者に書類が送られてくる i 成年後見人等 審判書の謄本 ii 本人 後見等の開始の審判がなされた旨の通知 iii 申立人 審判書の謄本	審判書の謄本の記載事項 i 本人について後見等を開始する。 ii 本人の後見人等に後見太郎を選任する。 iii 同意権目録・代理権目録記載の行為について保佐人（又は補助人）に同意権・代理権を付与する。
⑥審判の確定	審判につき即時抗告がなければ、審判から一定期間後に審判が確定する	一定期間は通常は審判の日から14日後とされている
⑦家庭裁判所の書記官による成年後見登記	家庭裁判所の書記官の囑託によって成年後見登記が行われる	成年後見登記機関は東京法務局の後見登録課です
⑧家庭裁判所の書記官による登記番号の通知	家庭裁判所の書記官から成年後見人等に登記番号通知書が送られてくる	登記番号は成年後見人等が登記事項証明書を手取るときに申請書に記載する

受付印    <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">収入印紙</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予納登記印紙</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	収入印紙	円		予納郵便切手	円		予納登記印紙	円		<h2 style="margin: 0;">後 見 開 始 申 立 書</h2>
収入印紙	円									
予納郵便切手	円									
予納登記印紙	円									
(この欄に収入印紙800円をはる。)										
(はった印紙に押印しないでください。)										

準口頭		関連事件番号 平成 年(家 )第	号
-----	--	------------------	---

家庭裁判所 御中 平成 年 月 日	申立人の 署名押印 又は記名押印	印
-------------------------	------------------------	---

添付書類	申立人の戸籍謄本 通 (本人以外が申し立てるとき。) 本人の戸籍謄本 通, 戸籍附票 通, 登記事項証明書 通, 診断書 通 成年後見人候補者の戸籍謄本 通, 住民票 通
------	---

申 立 人	本 籍	都 道 府 県
	住 所	〒 - 電話 ( )
	フリガナ 氏 名	( ) 方 大正 年 月 日生 昭和
	職 業	
本 人 の 関 係	※ 1 本人 2 配偶者 3 四親等内の親族 ( ) 4 未成年後見人・未成年後見監督人 5 保佐人・保佐監督人 6 補助人・補助監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他 ( )	
本 人	本 籍	都 道 府 県
	住 所	〒 - 電話 ( )
	フリガナ 氏 名	( ) 方 明治 大正 年 月 日生 昭和
	職 業	

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※の部分は当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、( )内に具体的に記入してください。

後見(1/2)

申 立 て の 趣 旨

本人について後見を開始するとの審判を求める。

申 立 て の 実 情

(申立ての理由、本人の生活状況などを具体的に記入してください。)

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

成年後見人	住 所	〒	—	電話	( )
					( ) 方)
候補者	フリガナ				大正
	氏 名				昭和
[ 適当な人が いる場合に 記載してく ださい。 ]	職 業	本 人 と			
		の 関 係			
	勤 務 先				電話 ( )

(注) 太わくの中だけ記入してください。

後見(2/2)